

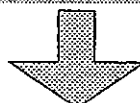
リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

(※)地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

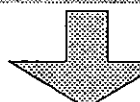


※「リレーションシップバンキング」=長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取るものの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(概要)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る
⇒各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化

- 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成(「目利き研修」の実施)
- 産学官ネットワークの構築・活用、「産業クラスターサポート金融会議」の立上げ
- ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
- 要注意先債権等の健全債権化等への取組みの一層の強化及び実績の公表
- 中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
- デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
- RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
- 産業再生機構の活用
- 中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用
- 企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- キャッシュフローを重視し、担保・保証(特に第三者保証)に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの促進。研究会を設置し、モデル取引事例に関する基本的考え方を作成・公表(デット・エクイティ・スワップ、財務制限条項等)
- 証券化等に関する積極的な取組み
- 信用リスクデータベースの整備・充実とその活用(審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等)

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- 債務者への重要事項(貸付・保証契約内容等)の説明態勢に関する監督のあり方の明確化
- 都道府県ごとに「地域金融円滑化会議」を新たに設置

6. 進捗状況の公表

- 上記施策の進捗状況について、半期ごとに金融機関・業界が公表

《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

- 適切な自己査定及び償却・引当の実施
- 担保評価方法の合理性等に関する厳正な検証
- 早期警戒制度に大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を導入

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 収益管理態勢の整備
- リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備

3. ガバナンスの強化

- 株式非公開銀行の開示体制の整備
- 協同組織金融機関に関するガバナンスの向上
- マネジメントの質に関するモニタリング体制の強化

4. 地域貢献に関する情報開示等

- 地域貢献に関する各金融機関のディスクロージャー
- 当局による利用者への財務情報提供の充実

5. 法令等遵守(コンプライアンス)

- コンプライアンス態勢について監督上の措置を厳正運用

6. 地域の金融システムの安定性確保

- システムリスクに対して、「特別支援」の枠組みの即時適用
- 協同組織中央機関における資本増強制度の活用等
- 公的資本増強の監督等に関する運用ガイドラインの整備

7. 監督、検査体制

- 多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定)
- 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の周知徹底及び改訂

平成 15 年 4 月 18 日

金 融 庁

新しい中小企業金融の法務に関する研究会の設置について

金融庁が平成 15 年 3 月 28 日に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、下記のとおり監督局長の諮問する「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」を設置することとした。

記

1. 趣旨

担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項の活用及び技術力、競争力のある地域に密着した中小企業に関する「擬似エクイティ部分の優先株式への転換」等に関し、法制上、会計上の視点等から具体的に検討する。

2. 概要

メンバーは、学識経験者、弁護士、公認会計士、金融実務家等とし、モデル取引事例に関する基本的考え方を本年 8 月を目途に作成・公表し、そのうえで各業界団体に対し、その具体化に向けた実務レベルの検討を要請する（メンバー表：別紙参照）。

新しい中小企業金融の法務に関する研究会名簿

(敬称略、五十音順)

<委員>

- 井上 裕之 (東京商工会議所副会頭(愛知産業株式会社代表取締役社長))
大久保 勉 (モルガン・スタンレー証券会社投資銀行本部マネージングディレクター)
木村 剛 (KFi代表取締役社長)
小塚 莊一郎 (上智大学法学部助教授)
須藤 英章 (東京富士法律事務所弁護士)
住田 昌弘 (株式会社整理回収機構常務執行役員)
多比羅 誠 (ひいらぎ総合法律事務所弁護士)
玉井 豊文 (ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社COO)
中村 廉平 (商工中金法務室長)
座長 松下 淳一 (学習院大学法学部教授)
村本 孜 (成城大学大学院経済学研究科研究科長教授)
山岸 聡 (中央青山監査法人監査四部シニアマネージャー公認会計士)

<オブザーバー>

- 大神田 智男 (第二地方銀行協会(東日本銀行お客さまサービス部副部長))
大森 泰人 (内閣府産業再生機構担当室参事官)
窪寺 信 (金融庁検査局金融証券検査官(公認会計士))
高橋 泰三 (中小企業庁事業環境部財務課長)
田中 実 (全国信用金庫協会(巣鴨信用金庫創合企画部長))
新田 信行 (全国銀行協会(みずほ銀行与信企画部次長))
浜田 隆 (全国信用組合中央協会(中ノ郷信用組合融資部融資課長))
前原 和弘 (全国地方銀行協会(横浜銀行融資部次長))

<ゲストスピーカー>

- 伊藤 進 (明治大学法学部教授)

<事務局>

- 木下 信行 (金融庁監督局総務課長)

産業クラスターサポート金融会議の開催について

1. 概要

平成 15 年 3 月 28 日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、中小・地域金融機関に対し、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、地域毎に中小・地域金融機関等から構成される「産業クラスターサポート金融会議」の立ち上げを要請したところである。

(参考 1) 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(抄)

(参考 2) 「産業クラスター計画」について

(参考 3) 「産業クラスターサポート金融会議」について

2. 近畿地区産業クラスターサポート金融会議について

本日、全国で最初に「近畿地区産業クラスターサポート金融会議」の第 1 回会議が以下のとおり開催された。

(1) 日 時 平成 15 年 5 月 21 日 (水) 14:00~

(2) 場 所 大阪市 (大阪合同庁舎第 4 号館)

(3) 参加者 近畿財務局管内 2 府 4 県及び福井県に本店のある地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合並びに関係団体 (オブザーバーとして近畿財務局、近畿経済産業局等も参加)

(参考 4) 近畿地区産業クラスターサポート金融会議参加者一覧

3. 他の地域における会議開催予定

[開催予定日]	[管轄財務局名 (会議開催予定地)]
5 月 26 日 (月)	中国財務局 (広島市)
5 月 30 日 (金)	北陸財務局 (金沢市)
6 月 2 日 (月)	北海道財務局 (札幌市)、福岡財務支局 (福岡市)
6 月 3 日 (火)	九州財務局 (熊本市)
6 月 4 日 (水)	東海財務局 (名古屋市)
6 月 9 日 (月)	東北財務局 (仙台市)

6月12日(木) 沖縄総合事務局(那覇市)

(注) この他、関東財務局及び四国財務局管内の中小・地域金融機関等においても産業クラスターサポート金融会議の第1回開催に向け関係者において準備中であり、6月末までには全国で同会議を立ち上げ予定。

(参考1)

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(抄)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた

中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

(15.3.28 金融庁)

I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化

(3) 中小企業の技術開発や新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関し、産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携を図るよう要請する。

特に、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、関係金融機関に対し、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資するよう地域毎に「産業クラスターサポート金融会議」を立ち上げるよう要請する。

(参考2)

「産業クラスター計画」について

地域に集積する中堅・中小企業、大学等の研究者が活発に交流・連携することで、世界に通用する新事業の展開等を図る新たな産業集積(産業クラスター)の形成を目指す計画で、地域の研究開発能力、産業集積の特徴を踏まえ、経済産業省では、平成13年度から全国で19のプロジェクトを推進しています。

産学官の広域的な人的ネットワークの形成、地域の特性を生かした実用化技術開発の推進、ビジネス・インキュベータの整備といった施策により、新事業展開を総合的に支援し、産業クラスターの形成を促進しています。

詳細については、経済産業省のホームページを参照願います。

(http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div/CLUSTER.html)

(参考3)

「産業クラスターサポート金融会議」について

1. 趣旨

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)に基づき、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、地域毎に関係金融機関から構成される「産業クラスターサポート金融会議」(以下「会議」という)を設置し、もって、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資し、中小・地域金融機関の創業・新事業支援機能等の強化を図るものです。

2. 産業クラスターサポート金融会議の運営

以下の運営要領は、一応の指針であり、各プロジェクトや関係中小・地域金融機関の実情を踏まえ、調整・対応される予定。

(1) 組織

- ① 会議は、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合のうち、産業クラスター計画の関係金融機関(プロジェクトの推進組織に参加している金融機関及び同計画を支援しようとする金融機関)から構成。また、財務局、経済産業局及び産業クラスター推進組織がオブザーバーとして参加。
- ② 会議は、原則として、各財務局単位で設置。

(2) 議題

産業クラスター計画推進を金融機関の立場から積極的に支援するため、その具体的な方策等について、意見交換、検討等。

具体的な議題としては、例えば、次のようなものが考えられますが、今後、会議において検討。

- ・ 産業クラスター計画に関する施策(予算措置等)の説明
- ・ 産業クラスター計画に係る各プロジェクトの推進状況、プロジェクト参加企業の動向等の情報交換
- ・ ビジネスプラン発表会の開催等、融資案件発掘方法の具体化

地域金融円滑化会議の開催状況について

都道府県	開催日
北海道	6月24日 (火)
青森県	6月25日 (水)
秋田県	6月23日 (月)
山形県	6月19日 (木)
岩手県	6月17日 (火)
宮城県	6月24日 (火)
福島県	6月17日 (火)
群馬県	6月23日 (月)
栃木県	6月17日 (火)
茨城県	6月23日 (月)
埼玉県	6月19日 (木)
千葉県	6月27日 (金)
東京都	6月25日 (水)
神奈川県	6月24日 (火)
新潟県	6月23日 (月)
山梨県	6月20日 (金)
長野県	6月17日 (火)
静岡県	6月19日 (木)
岐阜県	6月23日 (月)
愛知県	6月19日 (木)
三重県	6月19日 (木)
富山県	6月12日 (木)
石川県	6月19日 (木)
福井県	6月16日 (月)

都道府県	開催日
滋賀県	6月30日 (月)
京都府	6月24日 (火)
大阪府	6月20日 (金)
奈良県	6月25日 (水)
和歌山県	6月23日 (月)
兵庫県	6月24日 (火)
鳥取県	6月20日 (金)
島根県	6月20日 (金)
岡山県	6月11日 (水)
広島県	6月13日 (金)
山口県	6月12日 (木)
徳島県	6月18日 (水)
香川県	6月20日 (金)
愛媛県	6月20日 (金)
高知県	6月23日 (月)
福岡県	6月23日 (木)
佐賀県	6月23日 (月)
長崎県	6月25日 (水)
熊本県	6月13日 (金)
大分県	6月18日 (水)
宮崎県	6月18日 (水)
鹿児島県	6月18日 (水)
沖縄県	6月25日 (水)

事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の一部改正について

1. 本年 3 月 28 日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」においては、
 - (1) コンサルティング業務、M&A 業務等の取引先企業への支援業務が、どのような場合に銀行法等における付随業務に該当するかについての具体的な考え方等を、平成 15 年 6 月末までに整理のうえ公表する。
 - (2) 金融機関の経営の合理化を促進するため、顧客保護等適切な運営に十分配慮しつつ、各金融機関が行う事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用等について取扱いを平成 15 年 6 月末までに明確化する。
 - (3) 早期警戒制度に、各金融機関の大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を新たに導入することとし、平成 15 年 6 月末までに事務ガイドラインを改正する。
とされているところである。
2. これを受けて、上記のとおり取扱いの明確化等を図る観点から、本日、事務ガイドラインを別添のように改正し、併せて各財務（支）局に通知した。
3. 改正の概要は以下のとおりである。
 - (1) 金融機関が、リレーションシップバンキングの機能の一環として行うコンサルティング業務等取引先への支援業務が付随業務に該当することを明確化するとともに、その際、中小企業等顧客保護や法令等遵守の観点から図るべき態勢整備の内容を規定した。
 - (2) 金融機関が、リストラ等により生じた余剰能力の有効活用等を行う際に留意すべき点を規定した。
 - (3) 事務の外部委託（アウトソーシング）について、顧客保護の確保、金融機関の業務への影響等の観点から留意すべき点を新たに規定した。
 - (4) 大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関する信用リスク改善措置を規定した。
4. 実施時期
平成 15 年 6 月 30 日